

別表第一（第四十八条関係）

書類の種類	作成区分	記載事項	記載上の注意
相場表	毎日及び毎月	成立した取引に係る対価の額又は約定価格等	一 取引の種類ごとに別葉とし、かつ、上場商品又は上場商品指数の種類ごとに区分して記載すること（取引高報告書において同じ。）。 二 法第一条第八項第一号に規定する取引（以下「現物先物取引」という。）のうち、格付先物取引の場合にあつては、限月ごとに、銘柄別先物取引の場合にあつては、銘柄及び限月ごとに、区分して記載すること（取引高報告書において同じ。）。 三 法第一条第八項第二号に規定する取引（以下「現金決済先物取引」という。）及び同項第三号に規定する取引（以下「指数先物取引」という。）の場合にあつては、限月ごとに、区分して記載すること（取引高報告書において同じ。）。 四 法第一条第八項第四号に規定する取引（以下「オプション取引」という。）の場合にあつては、限月、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る対価の額をいう。以下同じ。）が同一であるものごとに区分して記載すること（取引高報告書において同じ。）。 五 法第一条第十項第一号二に規定する取引（以下「実物取引」という。）の場合にあつては、

			銘柄ごとに区分して記載すること（取引高報告書において同じ。）。 六 限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること（取引高報告書において同じ。）。 七 毎日の相場表には、その日において成立した最初の対価の額又は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等をそれぞれ記載すること。 八 毎月の相場表には、その月の最初の営業日の最初の対価の額又は約定価格等、その月の月中の営業日において成立した最高及び最低の対価の額又は約定価格等並びにその月の最終の営業日の最終の対価の額又は約定価格等をそれぞれ記載すること。 一 出来高は、毎日（毎月）の取引成立高を記載し、受渡高は、毎月の報告書においてのみ当月限の受渡完了高を記載し、毎日の報告書については記載を要しない。取組残高は、毎日（毎月）の立会終了後において取引成立済の累計から受渡、転売又は買戻しにより決済が終了したものの累計を差し引いた未決済残高を記載すること。 二 毎月の報告書には、当該月中の一日平均、及び立会日数を併記すること（会員等別の取引
取引高報告書	毎日及び毎月。ただし、会員等別の取引高報告書については毎月。	一 現物先物取引及び実物取引にあつては、出来高、受渡高及び取組残高につき、その数量及び金額 二 現金決済先物取引及び指数先物取引にあつては、出来高及び取組残高につき、その数量及び金額 三 オプション取引にあつては、出来高及び取組残高につき、その数量及び金額並びに権利行使高（自己の意思表示により成立した取引	

の数量。以下同じ。）	高報告書において同じ。）
四 会員等別の取引高報告書は、会員等の氏名又は商号若しくは名称並びに、現物先物取引及び実物取引にあつては、売付高、渡高、買付高及び受高につき、数量及び金額、現金決済先物取引及び指数先物取引にあつては、売付高及び買付高につき、数量及び金額、オプション取引にあつては、オプションの種類、売付高（オプションを付与する立場の当事者となる取引の取引高をいう。）及び買付高（オプションを取得する立場の当事者となる取引の取引高をいう。）につき、数量及び金額並びに権利行使高及び被権利行使高（相手方の意思表示により成立した取引の数量。以下同じ。）	

別表第二（第四十九条関係）

商品取引所		商品市場		数量（自己の計算）		数量（自己の計算）		数量（委託者の計算）	
東京穀物商品取引所		農産物市場		千八百枚		大豆（一般大豆）		百枚	
						大豆（Non-GMO大豆）		百枚	
						大豆（中国産大豆）		五十枚	
						小豆		五十枚	
						とうもろこし		百枚	
						大豆ミール		五十枚	
						アラビカコーヒー生豆		百枚	
						ロブスタコーヒー生豆		百枚	
						精糖		五十枚	
						粗糖		百枚	
東京工業品取引所		ゴム市場		六百枚		くん煙シート（RSS）		百枚	
		貴金属市場		五千枚		金		二百枚	
						銀		二百枚	
						白金		五十枚	
						パラジウム		五十枚	
		石油市場		六百枚		ガソリン		百枚	
						灯油		百枚	
						軽油		百枚	
						原油		百枚	
横浜商品取引所		アルミニウム市場		六百枚		アルミニウム		五十枚	
		農産物市場		五百枚		食用馬鈴しょ		五十枚	
						野菜		五十枚	
		繭糸市場		千六百枚		生糸（日本生糸）		五十枚	
								二十枚	

中部商品取引所	畜産物市場	四百枚	生系（国際生系）	五十枚	二十枚
	石油市場	六百枚	鶏卵	百枚	五十枚
			ガソリン	百枚	五十枚
			灯油	百枚	五十枚
			軽油	百枚	五十枚
関西商品取引所	農産物市場	千二百枚	大豆（Non-GMO大豆）	百枚	五十枚
			小豆	五十枚	二十枚
	水産物市場	二千七百枚	冷凍えび	五十枚	二十枚
	砂糖市場	三千枚	粗糖	五十枚	二十枚
	繭糸市場	八百枚	精糖	五十枚	二十枚
	農産物・飼料指数市場	八百枚	生糸	五十枚	二十枚
大阪商品取引所	ゴム市場	六百枚	国際穀物等指数	百枚	五十枚
			コーヒー指数	百枚	五十枚
			くん煙シート（RSS）	百枚	五十枚
			技術的格付けゴム（TSR）	五十枚	二十枚
	ニッケル市場	六百枚	ニッケル	五十枚	二十枚
	アルミニウム市場	六百枚	アルミニウム	百枚	五十枚
福岡商品取引所	天然ゴム指数市場	六百枚	天然ゴム指数	五十枚	二十枚
	農産物市場	千枚	大豆（10M一般大豆）	五十枚	二十枚
			大豆（Non-GMO大豆）	百枚	五十枚
			小豆	五十枚	二十枚
			とうもろこし	百枚	五十枚
			大豆ミール	五十枚	二十枚
			ブローラー	五十枚	二十枚
			精糖	五十枚	二十枚
	砂糖市場	四百枚	粗糖	五十枚	二十枚

別表第三（第五十条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
先物取引日記帳	一 商品取引所名 二 上場商品又は上場商品指数の種類 三 日付 四 限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 五 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 六 取引高 七 権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 八 権利行使高又は被権利行使高（オプション取引の場合に限る。） 九 対価の額又は約定価格等 十 帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十一 約定差金及び権利行使約定差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十二 総取引金額（オプション取引の場合に限る。）	一 商品取引受託業務を行う者にあつては、作成しないことができる。 二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 三 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、その限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。 四 権利行使高又は被権利行使高については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。 五 約定価格等、帳入値段又は帳入指数並びに約定差金及び権利行使約定差金については、その限月ごと及び場節又は時間ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごとに記載すること。 六 対価の額及び総取引金額については、その限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと及び場節又は時間ごとに記載するとともに、総取引金額については、その日及びその月の合計額をその限月ごと及び売買の別ごとに記載すること。 一 商品取引受託業務を行う者にあつては、作成しない
先物取引勘定元帳	一 帳簿の作成日	

	先物取引建玉計算帳
二 商品取引所名 三 上場商品又は上場商品指数の種類 四 限月（オプション取引については、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 五 成立年月日 六 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 七 数量 八 対価の額又は約定価格等 九 売買差損益金又は総取引金額 十 差引損益金 十一 商品先物決済損益	一 商品取引所名 二 上場商品又は上場商品指数の種類 三 日付 四 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別） 五 前日建玉残高 六 取引高 七 権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 八 受渡高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 九 権利行使高又は被権利行使高（オプション取引の場合に限る。）
二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 三 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等については、売買の別、受渡しの別及び権利行使、被権利行使又は権利消滅の別ごとに記載すること。 四 権利行使又は被権利行使により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は転売若しくは買戻しの別を記載すること。 五 商品先物決済損益については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。	一 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は区別して記載すること。 二 商品取引受託業務を行う者にあつては、自己又は受託の別ごとに記載すること。 三 前日建玉残高及び本日建玉残高については、売買の別ごとに記載すること。 四 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、売買の別ごと、新規又は転売若しくは買戻しの別ごと及びその合計額を記載すること。 五 帳入値段又は帳入指数については、当日のもの及び前営業日のものとの差を記載すること。 六 帳入差金については、本日建玉に係る帳入差金、約定差金及び権利行使約定差金の合計額を記載すること。

先物取引受渡計算帳	
一 上場商品の種類 二 限月 三 受渡の日時 四 委託者名 五 受渡供用品の種類及び銘柄 六 受渡高 七 倉庫名 八 倉荷証券番号 九 約定価格 十 受渡値段 十一 格付差金 十二 約定価格に基づく受渡代金 十三 受渡値段に基づく受渡代金 十四 受渡値段に基づく受渡代金に係る消費税額 十五 委託手数料及び委託受渡手数料 十六 委託手数料に係る消費税額 十七 諸勘定 十八 差引受払額 十九 受渡仕切差金 二十 商品取引所における受渡代金	合に限る。） 十 本日建玉残高 十一 帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十二 帳入差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十三 取引証拠金預託必要額
	七 取引証拠金預託必要額は、商品取引市場における会員等の自己の計算による取引の場合に、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金及び流動証拠金と並びにこれらの合計額を記載すること。 と。 一 商品取引受託業務を行う者にあつては、自己又は受託の別ごとに記載すること。 二 受渡高については、受渡しの別ごとに記載すること。 三 差引受払額については、受払いの別ごとに記載すること。

別表第四（第九十九条関係）

1 法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引にあつては、次の表に掲げる取引の区分に応じ同表に定める算定方法により算定した額の合計額

取引の区分	算定方法																		
商品取引員の自己の計算による商品市場における取引	一の取引の限月ごと、かつ、商品市場で取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指数の種類ごとに、次に定める式により算定した額の合計額 $a \times b \times c \times 0.03 + d \times b \times c \times 0.15$ この式において、a、b、c及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。 a 売建玉及び買建玉の合計数量 b 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指数 c 倍率 d 売建玉及び買建玉の数量を相殺した結果として残る数量																		
委託者の計算による商品市場における取引	一の委託者ごとに、次に定める式により算定した額（当該額が負となる場合にあつては零）の合計額 $\{ e + (0.4 \times a \times b \times c \times 0.1 + 0.6 \times a \times b \times c \times 0.1 \times e + f) - g \} \times h$ この式において、e、f、g及びhは、それぞれ次の値を表すものとする。 e 売建玉及び買建玉に係る差損金が、差益金を超える場合にあつては当該超える額、当該差益金を超えない場合にあつては零 f 全ての売建玉及び買建玉に係る差損金の合計額 g 取引証拠金の額 h 次の表に掲げる委託者の区分に応じ同表に定める率 <table><tr><th colspan="2">委託者の区分</th><th>率</th></tr><tr><td rowspan="4">金融機関等</td><td>指定格付を付与された者</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>指定格付を付与されていない者</td><td>5%</td></tr><tr><td>指定格付を付与された者</td><td>6%</td></tr><tr><td>指定格付を付与されていない者</td><td>25%</td></tr><tr><td colspan="2">その他の法人等</td><td>25%</td></tr><tr><td colspan="2">個人</td><td>25%</td></tr></table>	委託者の区分		率	金融機関等	指定格付を付与された者	1.2%	指定格付を付与されていない者	5%	指定格付を付与された者	6%	指定格付を付与されていない者	25%	その他の法人等		25%	個人		25%
委託者の区分		率																	
金融機関等	指定格付を付与された者	1.2%																	
	指定格付を付与されていない者	5%																	
	指定格付を付与された者	6%																	
	指定格付を付与されていない者	25%																	
その他の法人等		25%																	
個人		25%																	

法第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、次の表に掲げる取引の区分に応じ同表に定める算定方法により算定した額の合計額

取引の区分	算定方法								
商品取引員の自己の計算による商品市場における取引	(1) 一の取引の限月ごと、かつ、商品市場で取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指数の種類ごとに、原資産の売建玉又は買建玉の数量に当該原資産の時価の十八パーセントに相当する額及び倍率を乗じた額 (2) (1)の規定にかかわらず、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額をもって(1)の額に代えることができる。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>額</th></tr> <tr> <td>当該取引に係る取引証拠金が商品取引所又は商品取引清算機関に預託された場合</td><td>当該取引証拠金の額</td></tr> <tr> <td>買建玉の場合</td><td>当該取引に係るプレミアムの額</td></tr> <tr> <td>売建玉であつてアウト・オブ・ザ・マネーの場合</td><td>(1)の額から売建玉の数量にアウト・オブ・ザ・マネーの額及び倍率を乗じた額を控除した額</td></tr> </table>	区分	額	当該取引に係る取引証拠金が商品取引所又は商品取引清算機関に預託された場合	当該取引証拠金の額	買建玉の場合	当該取引に係るプレミアムの額	売建玉であつてアウト・オブ・ザ・マネーの場合	(1)の額から売建玉の数量にアウト・オブ・ザ・マネーの額及び倍率を乗じた額を控除した額
区分	額								
当該取引に係る取引証拠金が商品取引所又は商品取引清算機関に預託された場合	当該取引証拠金の額								
買建玉の場合	当該取引に係るプレミアムの額								
売建玉であつてアウト・オブ・ザ・マネーの場合	(1)の額から売建玉の数量にアウト・オブ・ザ・マネーの額及び倍率を乗じた額を控除した額								
委託者の計算による商品市場における取引（売建玉に限る。）	一の委託者ごとに、次に定める式により算定した額の合計額 $[e + (0.4 \times a \times i \times c \times 0.1 + 0.6 \times a \times i \times c \times 0.1 \times e + f) - g] \times h$ この式において、iは、売建玉及び買建玉に係る権利行使価格を表すものとする。								

備考

1 次の(1)から(12)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(12)までに定めるところによる。

- (1) 商品市場における取引 法第三十一条第一項及び第七十九条第一項に規定する商品市場における取引をいう。
- (2) 売建玉 決済を結了していない売付けをいう。
- (3) 買建玉 決済を結了していない買付けをいう。

- (4) 倍率 売建玉及び買建玉について商品取引所が定める取引単位を約定価格等の単位となる数量で除したものをいう。
- (5) 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イ 商品取引員

ロ 証券会社

ハ 外国証券会社

二 国内の金融機関（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）第三条第一項第三号ハの金融機関をいう。以下この表において同じ。）

ホ 指定国（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第一項第六号の指定国をいう。以下この表において同じ。）（日本国を除く。）の金融機関（自己資本比率基準の適用を受けている者に限る。）

ヘ 指定国の外国証券業者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

- (6) 指定格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に指定格付（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第四項の指定格付をいう。以下この表において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されているものとみなす。なお、指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。

- (7) 権利行使価格 オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格、数値又はこれらと類似のものをいう。

(8) コール・オプション オプション取引における原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。）を買う権利をいう。

(9) プット・オプション オプション取引における原資産を売る権利をいう。

(10) アウト・オブ・ザ・マネー コール・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態をいう。

(11) アウト・オブ・ザ・マネーの額 アウト・オブ・ザ・マネーにおける権利行使価格と原資産の時価との差額をいう。

- 2 dにおいて、売建玉及び買建玉の数量を相殺した結果として残る数量について、一の上場商品又は上場商品指数の種類の直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には、異なる限月の売建玉及び買建玉の数量を相殺することができ。

- 3 hの表に定める率については、委託者の区分を行うことが困難な場合にあっては25%とし、次に掲げる者に該当する場合にあっては委託者の区分にかかわらず100%とする。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者
- (2) 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者
- (3) 客観的に債務超過状態にあると認められた法人
- 4 コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。
- 5 商品取引員の自己の計算による商品市場における取引においては、同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合はこれを相殺することができる。

別表第五（第百十三条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
注文伝票	一 受託日時 二 商品取引所名 三 上場商品又は上場商品指数の種類 四 自己又は受託の別（受託の場合にあつては委託者名） 五 受託者名 六 売買の別 七 数量 八 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引については限月、新規、転売若しくは買戻し又は受渡しの別、オプション取引についてはオプション銘柄（限月、権利行使価格、プット又はコールの別）、新規又は転売若しくは買戻し、権利行使又は被権利行使の別 九 指値又は成行その他注文の種類（指値の場合にあつては、その値段及び注文の有効期限。成行の場合にあつては、取引を行う日及び場節） 十 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日及び場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については成立日時 十一 対価の額又は約定価格等 十二 取引が不成立となった場合にあつては、その理由 十三 転売又は買戻しの場合にあつては、当初約定日、数量及び対価の額（オプション取引の場合に限る。）又は約定価格等（現物先物取引、現金決済先物取引及び	一 日付順につづり込んで作成すること。 二 コンピューターへの直接入力により注文伝票の作成を行う場合は、以下の(1)から(5)までの全ての要件を満たすこと。なお、この場合においては、一覧表形式で注文伝票を作成できるものとする。 (1) 受託と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。 (2) 入力されたデータの控えを作成し、及び保存すること。 (3) 入力時刻が自動的に記録されること。 (4) 入力された事項を取消し、又は修正した場合は、その取消し又は修正の記録がそのまま残されること。 (5) 注文内容を電話により営業所に連絡する場合、コンピューターの稼働終了後に翌日の注文を受託する場合、災害等によりコンピューターが使用不能となる場合等受託と同時にコンピューターに直接入力して作成することが不可能な場合は、受託時に手書きで注文伝票を作成すること。 ただし、受託時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューターへの直接入力により作成した注文伝票を併せて保存する場合は、手書きの注文伝票に追記する必要はない。 三 取引が不成立の場合は、その旨を記載した注文伝票を保存すること。 四 法第二十六条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあつては、その委託を受ける

	び指数先物取引の場合に限る。） 十四 権利行使の場合にあつては、権利行使に係るオプション取引の買建玉	商品取引員の商号を記載すること。 五 オプション取引について、権利行使の場合及び被権利行使の場合にあつては、新規、転売又は買戻しの別及びその数量を記載すること。
先物取引計算帳	一 商品取引所名 二 上場商品又は上場商品指数の種類 三 日付 四 自己又は受託の別（受託の場合にあつては委託者名） 五 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 六 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 七 取引高 八 権利行使又は被権利行使による取引高（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 九 権利行使高及び被権利行使高（オプション取引の場合に限る。） 十 対価の額又は約定価格等 十一 帳入値段又は帳入指数（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十二 約定差金及び権利行使約定差金（現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引の場合に限る。） 十三 総取引金額（オプション取引の場合に限る。）	一 法第二条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあつては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は、区別して記載すること。 三 取引高及び権利行使又は被権利行使による取引高については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、場節又は時間ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。 四 権利行使高及び被権利行使高については、自己又は委託者の別ごと、限月ごと、権利行使価格ごと、プット又はコールの別ごと、売買の別ごと及び新規又は転売若しくは買戻しの別ごとに記載することとし、その日及びその月の合計額をその限月ごと、自己又は受託の別ごと及びプット又はコールの別ごとに記載すること。 五 約定価格等、帳入値段又は帳入指数並びに約定差金及び権利行使約定差金については、自己又は委託者の別ごと及び限月ごとに記載するとともに、その日及びその月の合計額を自己又は受託の別ごと及び限月ごとに記載すること。 六 対価の額及び総取引金額については、限月ごと、権利行使価格ごと及びプット又はコールの別ごとに記載するとともに、総取引金額については、その日及びその月の合計額をそ

	委託者別先物取引 勘定元帳	
	一 委託者名 二 帳簿の作成日 三 商品取引所名 四 上場商品又は上場商品指数の種類 五 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格、プット又はコールの別） 六 成立年月日 七 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 八 数量 九 対価の額又は約定価格等 十 売買差損益金又は総取引金額 十一 委託手数料 十二 消費税額 十三 差引損益金又は差引受払金 十四 損益の清算又は受払いの状況	
証拠金等出納帳	一 帳簿の作成日 二 委託者名 三 証拠金等の別 四 有価証券又は倉荷証券 五 現金 六 預託現在高	
	一 法第二十条第十六項第二号又は第四号に掲げる商品市場における取引等の受託を行うものにあつては、その委託を受ける商品取引員の商号を記載すること。 二 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引とオプション取引は、区別して記載すること。 三 成立年月日、場節又は時間、数量及び対価の額又は約定価格等については、売買の別、受渡しの別又は権利行使、被権利行使若しくは権利消滅の別ごとに記載すること。 四 権利行使又は被権利行使により現物先物取引の売買が成立した場合は、その旨及び新規又は転売若しくは買戻しの別を記載すること。 五 損益の清算又は受払いの状況については、その年月日、摘要、損益及び差引残高を記載すること。 六 商品市場における会員等の自己の計算による取引についても記載すること。	の限月ごと、自己又は受託の別ごと及び売買の別ごとに記載すること。
	一 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金、清算取次証拠金、オプション料預り金又は商品取引受託業務に係る預り金の別を記載すること。 二 有価証券又は倉荷証券については、その内訳として、その種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額、返戻額及び差引預託額を記載し、現金については、その内訳として、預	

	委託者別証拠金等 現在高帳	預り有価証券差入 明細帳	委託者総合管理表
	一 委託者名 二 帳簿の作成日 三 証拠金等が預託された年月日 四 摘要 五 証拠金等の別 六 有価証券又は倉荷証券 七 現金 八 預託現在高	一 差入先及び差入目的 二 帳簿の作成日 三 差入又は返戻年月日 四 委託者名 五 有価証券銘柄名 六 数量又は額面 七 単価 八 差入額 九 返戻額 十 現在高	一 帳簿の作成日 二 委託者名
託額、返戻額及び差引預託額を記載すること。 三 有価証券又は倉荷証券及び現金のそれぞれの内訳並びに預託現在高については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。	一 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金、清算取次証拠金、オプション料預り金又は商品取引受託業務に係る預り金の別を記載すること。 二 有価証券又は倉荷証券については、その内訳として、その種類又は銘柄名、数量又は額面、単価、預託額及び返戻額を、現金については、その内訳として、預託額及び返戻額を、預託現在高については、その内訳として、有価証券又は倉荷証券及び現金ことの額並びにそれらの合計額を記載すること。 三 有価証券又は倉荷証券、現金及び預託現在高のそれぞれの内訳については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。	一 差入先別に別葉とすること。 二 同一差入先に別目的で差し入れている場合は別葉とすること。 三 単価、差入額、返戻額及び現在高については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。	一 建玉残高については、売買の別ごとに記載すること。 二 預託猶予（法第百三条第八項（法第百七十九条第七項にお

	三 商品取引所名 四 上場商品又は上場商品指数の種類 五 限月（オプション取引にあつては、限月、権利行使価格及びプット又はコールの別。） 六 約定年月日 七 単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については場節、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引については時間 八 建玉残高 九 対価の額又は約定価格等 十 帳入値段又は帳入指数 十一 値洗損益金通算額 十二 無担保値洗損金通算額 十三 差換の有無又は預託猶予の別 十四 預り証拠金額 十五 委託者未払金又は委託者未収金 十六 無担保委託者未収金 十七 取引本証拠金基準額 十八 取引証拠金預託必要額 十九 預り証拠金余剰額又は不足請求額 二十 取引本証拠金維持額 二十一 値洗充当可能額 二十二 商品取引所又は商品取引清算機関に対する預託申告額
委託者別資産管理・保全台帳	一 日付 二 委託者名
	いて準用する場合を含む。）の規定により取引証拠金の全部又は一部についてその預託の猶予を受けることをいう。以下同じ。）の別については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。 三 預り証拠金額については、現金及び有価証券又は倉荷証券並びにそれらの合計額を記載し、それぞれについて充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。 四 取引証拠金預託必要額については、本証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金、受渡証拠金、プレミアム証拠金及び追証拠金ごとに記載するとともに、それらの合計額を記載すること。 五 記載事項（帳簿の作成日、委託者名、商品取引所名、上場商品又は上場商品指数の種類、限月、約定年月日及び場節又は時間を除く。）については、個々の建玉、委託者（一人ずつ及び差換の有無又は預託猶予の別ごと）及び全ての委託者ごとにその額を記載すること。ただし、無担保値洗損金通算額、預り証拠金額、委託者未払金又は委託者未収金、無担保委託者未収金、取引証拠金預託必要額の合計額及びその内訳中追証拠金、預り証拠金余剰額又は不足請求額、取引本証拠金維持額、値洗充当可能額並びに商品取引所又は商品取引清算機関に対する預託申告額については、個々の建玉ごとにその額を記載することを要しない。
	一 証拠金等の別については、取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金若しくは清算取次証拠金又は預託猶予の別を記載する

	三 証拠金等の別 四 証拠金合計額 五 オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金 六 受渡しに係る負債 七 値洗損益金通算額 八 商品取引所又は商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金 九 委託者未払金又は委託者未収金 十 委託者仮払金 十一 委託者に係る負債から委託者に係る資産（商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額を除く。）を控除した額 十二 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額 十三 保全対象財産	こと。ただし、預託猶予については、委託者が法第百三条第三項の取次者、法第百七十九条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者である場合に限って記載すること。 二 値洗損益金通算額及び委託者未払金又は委託者未収金については、無担保部分の内訳を記載すること。 三 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額については、その内訳として、差換をしていない場合にあつては現金の額、有価証券又は倉荷証券の額、立替額及び委託者が返還請求権を有する額を、差換をした場合にあつては差し換えて預託した額、立替額及び委託者が返還請求権を有する額を記載すること。 四 値洗損益金通算額及び商品取引所又は商品取引清算機関に対する未払委託者差金又は未収委託者差金については、時価に基づく評価額のみ記載するものとし、それ以外の記載事項（値洗損益金通算額のうち無担保部分を含み、商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額のうち立替額を除く。）については、充用価格に基づく評価額及び時価に基づく評価額を記載すること。 五 全ての記載事項について、委託者ごとの合計額、証拠金等の別ごとの全ての委託者分の合計額及び全ての委託者分の合計額を記載すること。ただし、商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額の合計額については、差換をした場合に限って、証拠金の別ごとに、その内訳として、現金、有価証券又は倉荷証券及び預託猶予の額を記載すること。
--	--	--

様式第一号（第3条第2号 第4条第2号及び第3号 第28条第1項第4号 第29条第2号及び第3号 第38条第1項 第60条第3号 第61条第1号チ及び第2号ニ 第66条第11号 第70条第5号 第80条第1項第7号 第117条第1項第1号 第118条第2項第10号 第120条第2項第10号 第121条第2項第10号 第125条第1項及び第2項 第134条第1項第5号関係）

純 資 産 額 に 関 す る 調 書

1．純資産額調書

商号
所在地
代表者の役職名・氏名
印
(単位：円)

年 月 日現在	科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額	科 目	帳簿価額	評 価 額	評価差額
	A 資産の部				B 負債の部			
	1．流動資産				1．流動負債			
	(1)現 金				(1)支払手形			
	(2)預 金				(2)委託者未払金			
	(3)金銭の信託（委託者資産保全措置）				(3)買掛金			
	(4)預託金				(4)短期借入金			
	(5)受取手形				(5)1年内返済長期借入金			
	(6)委託者未収金				(6)1年内償還社債			
	(7)売掛金				(7)短期借入有価証券			
	(8)有価証券				(8)未払法人税等			
	(9)商品				(9)繰延税金負債			
	(10)前渡金				(10)預り証拠金（現金）			
	(11)前払費用				(11)預り証拠金（有価証券）			
	(12)保管有価証券				(12)商品取引受託業務に係る預り金（現金）			
	(13)金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）				(13)商品取引受託業務に係る預り金（有価証券）			
	(14)差入保証金				(14)自己先物取引差金			
	(15)自己先物取引差金				(15)委託者先物取引差金			
	(16)委託者先物取引差金				(16)商品先物オプション負債			
	(17)繰延税金資産				(17)未払金			
	(18)短期貸付金				(18)未払費用			
	(19)未収入金				(19)前受金			
	(20)立替金				(20)預り金			
	(21)仮払金				(21)前受収益			
	(22)未収収益				(22)受渡に係る預り金			
	(23)商品先物オプション資産				(23)受渡に係る預り倉荷証券			
	(24)その他の流動資産				(24)賞与引当金			
	(25)貸倒引当金				(25)その他の流動負債			
	(26)仮払消費税等				(26)仮受消費税等			
					2．固定負債			
	2．固定資産				(27)社債			
	(1)有形固定資産				(28)長期借入金			
	(27)建 物				(29)長期借入有価証券			

(28)構築物				(30)繰延税金負債			
(29)車 両				(31)退職給付引当金			
(30)器具及び備品				(32)その他の固定負債			
(31)土 地							
(32)建設仮勘定				3. 引当金			
(33)その他の有形固定資産				(33)商品取引責任準備金			
				(34)債務保証損失引当金			
(2) 無形固定資産				(35)その他の引当金			
(34)営業権							
(35)借地権				4. その他			
(36)電話加入権				(36)保証債務又は保証予約			
(37)ソフトウェア				C. 純資産額 (A - B)			
(38)その他の無形固定資産				純資産額			
(3) 投資その他の資産				< 参考情報 >			
(39)投資有価証券				資本金			
(40)子会社株式				新株式払込金又は新株式申込証拠金			
(41)関連会社株式				資本剰余金			
(42)長期保管有価証券				資本準備金			
(43)出資金				その他資本剰余金			
(44)金銭の信託 (委託者資産保全措置以外のもの)				資本金及び資本準備金減少差益			
(45)長期未収債権				自己株式処分差益			
(46)長期差入保証金				利益剰余金			
(47)長期貸付金				利益準備金			
(48)長期前払費用				任意積立金			
(49)繰延税金資産				当期末処分利益又は当期末処理損失			
(50)その他				土地再評価差額金			
(51)貸倒引当金				株式等評価差額金			
				自己株式払込金又は自己株式申込証拠金			
3. 繰延資産				自己株式			
(52)繰延資産				資本合計			

1. 無担保委託者未収金 (流動資産に属するもの) の帳簿価額は 円、評価額は 円である。
2. 無担保委託者未収金 (固定資産に属するもの) の帳簿価額は 円、評価額は 円である。
3. 貸倒引当金のうち無担保委託者未収金に対する設定額は、流動資産 円、固定資産 円である。
4. 貸倒引当金 (流動資産から控除するもの) のうち一般貸倒引当金は、 円である。
5. 委託者先物取引差金 (借方) のうち、無担保部分は 円である。
6. 保証債務又は保証予約契約額は 円である。
7. 長期借入金のうち長期劣後債務は 円、短期劣後債務は 円である。
8. 一年内返済長期借入金のうち短期劣後債務は 円である。
9. 短期借入金のうち短期劣後債務は 円である。
10. 社債には長期劣後債務 円、短期劣後債務 円が含まれている。
11. 一年内償還社債には短期劣後債務 円が含まれている。
12. 第三者のために担保に供されている資産 (科目名 :) の帳簿価額は 円であり、第三者の債務の金額は 円である。
13. 預り証拠金 (有価証券) の調書の作成日現在の時価額は 円、商品取引受託業務に係る預り金 (有価証券) の調書の作成日現在の時価額は 円である。

2. 附属明細表

(1) 預金内訳明細表（投資その他の資産に属するものを含む）

預金種類	金融機関名（支店名）	口座番号	帳簿価額	満期日	担保差入先	担保差入目的	備考
当座預金			円				
当座預金計							
普通預金							
普通預金計							
通知預金							
通知預金計							
定期預金							
定期預金計							
外貨普通預金							
外貨普通預金計							
外貨定期預金							
外貨定期預金計							
預金総計							

(2) 金銭の信託の内訳明細表（投資その他の資産に属するものを含む）

信託契約の種類	金融機関名 （店舗名を含む）	契約番号	帳簿価額	時価額	満期日	信託設定の目的	備考
			円	円			
金銭の信託 （委託者資産保全措置） 計							
金銭の信託 （委託者資産保全措置 以外のもの）計							
金銭の信託総計							

(3) 委託者未収金の内訳明細表(長期未収債権に計上されているものを含む)

債権の区分	委託者名	発 生 年 月 日	上段：（発生日現在）、下段： この調書の作成日現在				証拠金以外の担保		回収金額		直 近 入 金 日	紛争等申立日	債権保全措置日	評価減額 (A-B-C)	貸倒引当金 設定額 (この調書の 作成日現在)	備考	
			委託者未収金 (A)	担 保			差引不足額 (A-B)	物件	評価額(C)	発生時から 直前決算日 までの期間							直前決算日 からこの 調書の作成 日までの期間
				現金	有価証券等	計(B)											
			(円) 円	円	円	円(円) 円		円	円	円					円		
	流動資産に計上されているものの計		()			()											
			()			()											
	長期未収債権の計		()			()											
	計		()			()											

(4) 繰延税金資産の明細表

(流動資産)

繰延税金 資産項目	直前の決算日 (年 月 日現在)			期中の将来減算一時差異		この調書の作成日 (年 月 日現在)			備考
	将来減算 一時差異の額 A	法定実効税率 B	繰延税金資産 $C = A \times B$	加算額 D	減算額 E	将来減算 一時差異の額 $F = A + D - E$	法定実効税率 G	繰延税金資産 $H = F \times G$	
	円	%	円	円	円	円	%	円	
回収不能見込額			I					K	
計			($J = C - I$)					($L = H - K$)	

(固定資産)

繰延税金 資産項目	直前の決算日 (年 月 日現在)			期中の将来減算一時差異		この調書の作成日 (年 月 日現在)			備考
	将来減算 一時差異の額 A	法定実効税率 B	繰延税金資産 $C = A \times B$	加算額 D	減算額 E	将来減算 一時差異の額 $F = A + D - E$	法定実効税率 G	繰延税金資産 $H = F \times G$	
	円	%	円	円	円	円	%	円	
回収不能見込額			I					K	
計			($J = C - I$)					($L = H - K$)	

(短期借入金)

(長期借入金)

借入金								担保に供した資産							備考	
借入先	借入種類	借入金額 (うち1年内 返済予定額)	借入金 の利率	借入 年月日	返済 期限	借入目的	劣後特約 の有無	預金		有形固定資産			その他()			
								種類	金額	種類	帳簿価額	金融機関 の評価額	種類	帳簿価額		時価額
		(円 円)							円		円	円		円	円	
合計		(円)														

(6) 社債明細表

銘柄	発行年月日	発行額	この調書の作成日現在の残高 (うち1年内償還予定残高)	利率	劣後特約 の有無	担保	償還期限	備考
		円	(円)					
合計								

(7) 保証債務又は保証予約明細表

区分	発生年月日	主たる債務者	主たる債務者との関係	債権者	保証債務又は 保証予約の内容	保証債務又は 保証予約の金額	保証債務又は保証予約 の解消予定年月日	備考
保証債務						円		
	小計							
保証予約								
	小計							
その他								
	小計							
合計								

(記載上の注意)

1 . 純資産額調書

印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

評価額は、第38条第1項(法第99条第7項(法第211条第4項において準用する場合に限る。))の規定により純資産額を計算する場合に限る。)の規定により記載すること(ただし、第80条第1項第7号、第117条第1項第1号、第118条第2項第10号、第120条第2項第10号及び第121条第2項第10号の規定により主務大臣に提出する場合に限る。))。

2 . 附属明細表

(1) 預金内訳明細表

預金残高の有無にかかわらず、口座が設定されているもののすべてを記載すること。

第三者のために担保に供されている場合には、「備考」欄には、第三者の名称及び自社との関係も記載すること。

外貨普通預金及び外貨定期預金の「帳簿価額」欄には邦貨に換算した額を記載し、「備考」欄には外貨建の額及び本邦通貨への換算に用いた外国為替相場を記載すること。

「担保差入目的」欄には、借入金担保、当座借越担保、預託猶予契約、保証委託契約及び代位弁済契約の担保等の目的を記載すること。

(2) 金銭の信託の内訳明細表

「信託設定の目的」欄には、委託者資産の保全、運用及び満期保有等の信託設定の目的を記載すること。

「金銭の信託(委託者資産保全措置以外のもの)」欄には、流動資産及び固定資産に計上されているものを記載すること。

「時価額」欄には、この調書の作成日現在の金銭の信託の時価額を記載すること。

「金銭の信託(委託者資産保全措置以外のもの)」について、担保として提供している場合にあっては、「提供先」及び「提供の目的」を「備考」欄に記載すること。

(3) 委託者未収金の内訳明細表

「債権の区分」欄には、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等(破産更生債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。))及びこれらに準ずる債権をいう。)の別を記載すること。

委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあっては、委託者ごとに記載し、委託者に係る差引不足額が零を下回る場合にあっては、「○○○他○○名」のように一括して記載すること。

において委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあっては、「債権の区分」欄には、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等別ごとに小計を付すこと。

において委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあっては、無担保委託者未収金の残高が1万円未満の委託者については、委託者ごとに記載することを省略し、「委託者名」欄に委託者数を記載した上で一括して合計額を記載すること。

「担保」欄の「有価証券等」欄には、この調書の作成日現在の充用価格に基づく評価額を記載すること。

「証拠金以外の担保」欄には、無担保委託者未収金のうち、委託者未収金に見合う土地を担保として提供を受けているもので、不動産鑑定士又は金融機関が評価しているものに限り、その評価額（当該土地に先順位の抵当権が設定されている場合にあっては、当該抵当権によって担保される債務の価額を控除した価額とする。）を限度に記載すること。

「回収金額」欄には、回収した金額を「発生時から直前決算日までの期間」及び「直前決算日から調書の作成日までの期間」とに区分して記載すること。

「債権保全措置日」欄には、督促状、弁済証明等の債権保全措置を講じた日を記載すること。

「貸倒引当金設定額（この調書の作成日現在）」欄には、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対しては個々に設定した引当額を、一般債権に対しては一括して設定した一般貸倒引当金を記載すること。

（４）繰延税金資産の明細表

「繰延税金資産項目」欄には、将来減算一時差異が発生した内容を示す名称を記載すること。

税務上の繰越欠損金がある場合は、将来減算一時差異と区別して「将来減算一時差異の額」欄に期首及び期末の時点における税務上の繰越欠損金額を記載すること。

将来減算一時差異のうち、実現可能性に疑義があるために繰延税金資産に計上しないものについては、その計上しない額を「回収不能見込額」欄に記載すること。

（５）短期借入金及び長期借入金明細表

「借入種類」欄には、手形借入、証書借入及び当座借越等の別を記載すること。

「借入金額」欄には、この調書の作成日現在の帳簿価額を記載すること。

「返済期限」欄には、最後に返済する年月日を記載すること。

自己の所有する資産以外の資産を担保にして借入れを行っている場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。

預金及び有形固定資産以外の担保を提供している場合には、「その他」欄に担保として提供している資産の詳細な内容を記載すること。

「劣後特約の有無」欄には、第３８条第７項に規定する劣後特約付借入金である場合にはその旨を記載すること。

（６）社債明細表

発行している社債（この半期中に償還されたものを含む。）について記載すること。

「銘柄」欄には、「第○回物上担保○号社債」のように記載すること。

新株予約権付社債については、新株予約権付社債である旨を「備考」欄に記載すること。

「担保」欄には、担保付社債及び無担保社債の別を記載し、担保付社債である場合は担保の内容を「備考」欄に記載すること。

「劣後特約の有無」欄には、第３８条第７項に規定する劣後特約付社債である場合にはその旨を記載すること。

（７）保証債務又は保証予約明細表

「保証予約」欄は、将来において保証契約の成立を約束する契約を締結している場合に記載すること。

債務保証損失引当金を計上している保証債務契約については、「備考」欄にその旨及び当該引当金の額を記載すること。

表	
12センチメートル	
第 号 商品取引所法第157条第3項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写真 押出 スタンプ
8センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引所若しくはその会員等の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係のある物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第三号（第 7 8 条関係）

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 1 8 4 条第 2 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写 真 押出 スタンプ
8 センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第百八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。 2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(第80条第1項第6号 第82条第2項第2号口 第118条第2項第9号 第119条第2項第6号 第120条第2項第9号 第121条第2項第9号関係)

[illegible][illegible]

(記載上の注意)

1. 「職歴」欄には、役員である場合は、代表取締役、取締役又は監査役の区分を明確にし、社長、専務取締役、営業本部長等の場合は、その旨を併記すること。現在就任しているものには(現職)と記載し、非常勤の場合は(非常勤)と記載すること。また、所属していた会社及び団体をすべて記載し、かつ外務員登録の経験がある場合には、記載された所属会社ごとに外務員であった期間を記載すること。
2. 制裁は、申請日の前五年間に行われたものを記載すること。制裁とは、協会の制裁規程等による制裁をいう。
3. 本店及び従たる営業所名には、申請日現在において配置されている拠点名を記載すること。

様式第五号

(第80条第1項第9号 第118条第2項第12号 第119条第2項第8号 第120条第2項第12号 第121条第2項第12号関係)

対新 す規 る採 用 研 修 の 職 方 員 法 に		外 務 員 の 定 着 率	申請日1年前の在職者 (A)		人		
			(A)以降の登録者 (B)		人		
			(A)以降の退職者 (C)		人		
			現在員(A)+(B)-(C)=(D)		人		
			定着率(D) ÷ {(A)+(B)} × 100		%		
す登 録 研 外 修 務 の 員 方 に 法 対		外 務 員 の 勤 続 年 数	6カ月未満	人	%	うち他社経験者	人
			6カ月以上1年未満	人	%		人
			1年以上2年未満	人	%		人
			2年以上3年未満	人	%		人
			3年以上5年未満	人	%		人
			5年以上10年未満	人	%		人
			10年以上	人	%		人
			計	人	100%		人
			平均勤続年数	年 月			
の当 研 事 修 業 計 年 画 度		外 務 員 の 定 着 率 の 要 員	最近1年間の採用者 (A)		人		
			(A)のうち外務員登録者 (B)		人		
			(A)のうち退職者 (C)		人		
			(C)のうち登録前 (D)		人		
			(C)のうち登録後 (E)		人		
			定着率{(A)-(C)} ÷ (A) × 100		%		
給 料 体 系							

(記載上の注意)

1. 「当事業年度の研修計画」欄には、計画の概要及び申請日現在までの実施状況を記載すること。なお、研修計画がまとめられている場合は、その写しを添付し、記載に代えることができる。
2. 「給料体系」欄には、外務員給料についてその決定方法(手数料又は枚数に応じて給料支給額が決定される支給方法を導入している場合は、その計算方法)及び総外務員数に占める歩合外務員数の比率等について具体的に記載すること。なお、給料規程の写しを添付し記載に代えることができる。
3. 「平均勤続年数」欄には、申請者に属する従業員のうち登録外務員である者の勤続年数を記載すること。勤続年数の計算は、申請日現在の申請者に属する登録外務員の総勤続月数をその登録外務員数で除した月数を年に換算すること。
4. 「外務員の要員」の範囲は、外務員試験を受験するため社内研修を受けている者とする。

様式第六号

(第80条第1項第12号 第118条第2項第15号 第119条第2項第11号 第120条第2項第15号
第121条第2項第15号関係)

1. 兼業業務の内容

(1) 兼業業務の内容

(2) 兼業業務に係る部署の組織、名称及び代表責任者名

(3) 兼業業務を営む理由

(4) 今後の業務計画

2. 兼業業務の開始（予定）年月日

年 月 日

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第七号

(第80条第1項第13号 第118条第2項第16号 第119条第2項第12号 第120条第2項第16号 第121条第2項第16号関係)

- 1 .支配関係法人(第 8 2 条第 2 項第 1 2 号イに規定する支配関係法人をいう。以下同じ。)
の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

- 2 . 支配関係法人の役員の氏名及びその役職名

取締役又は 監査役の別	役職名	常勤又は 非常勤の別	氏 名	就任年月日 (就任期間)	当社との関係	備 考
役員現員	名	当社関係者	名	比 率	%	

- 3 . 支配関係法人の業務の概要

(1) 業務概要

(2) 商品取引所の会員等である場合には、当該商品取引所の名称

4．支配関係法人との関係

支配関係法人の総株主等の議決権の数のうち、商品取引員が保有する株式又は持分に係る議決権の数及び割合

議決権の数	保有する数	割合

5．支配関係を持つに至った理由

6．支配関係を持つに至った年月日

年 月 日

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第八号

(第80条第1項第14号 第118条第2項第17号 第119条第2項第13号 第120条第2項第17号 第121条第2項第17号関係)

1. 特定業務(第87条に規定する特定業務をいう。以下同じ。)を行う者の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2. 特定業務の内容

(1) 特定業務の概要

(2) 特定業務の収支の見込み

区 分 科 目		当事業年度		翌事業年度	
		金 額	算出根拠	金 額	算出根拠
特定業務に係る受取手数料 (千円)					
営 業 費 用 科 目 別 内 訳	役員報酬 (千円)				
	歩合契約による外務 (千円)				
	員を除く職員の給料 手当				
	歩合契約による外務 (千円)				
	員の給料手当				
	旅費交通費 (千円)				
	通信費 (千円)				
	自動車費 (千円)				
	地代家賃 (千円)				
	その他 (千円)				
計 (千円)					
特定業務収支率 (%)					

3. 顧客から注文を取り次ぐ相手先（複数ある場合はすべての者）の概要

4. 特定業務に関し委託者から預託を受けた金銭又は有価証券の管理の方法

5. 特定業務の開始（予定）年月日

年 月 日

（記載上の注意）

1. 「2. (1)特定業務の概要」には、第87条第1号に掲げる業務については当該業務を行う商品市場に相当する外国の市場の概要を、同条第2号に掲げる業務については当該業務に係る外国為替取引の仕組み、財産保全等の概要を記載すること。
2. 「2. (2)特定業務の収支の見込み」には、特定業務とその他の業務を経理上区分していない場合は、業務の割合等を勘案した数値を記載し、「算出根拠」欄には、その旨の説明を簡潔に記載すること。
3. 「2. (2)特定業務の収支の見込み」の「役員報酬」欄には役員数及び1人当たり平均報酬額を、「歩合契約による外務員を除く職員の給料手当」欄には職員数及び1人当たり平均給料額を、「歩合契約による外務員の給料手当」欄には歩合契約による外務員の数及び1人当たり平均報酬額を記載すること。
4. 「特定業務収支率」は、特定業務に係る受取委託手数料／営業費用×100で算出すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第九号

(第80条第1項第19号 第118条第2項第22号 第119条第2項第18号 第120条第2項第22号 第121条第2項第22号関係)

1．内部管理に関する業務を行う組織の概要

--

2．法令を遵守するための管理の体制

(1) 受託に係る適合性の審査体制

--

(2) 顧客の管理体制

--

(3) 登録外務員への指導の方法

--

(4) 商品市場における取引につき不適當と認められる勧誘があった場合の措置

--

(5) 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法

(残高照合通知書に対する顧客からの回答があった場合を含む)

(6) 内部監査及び内部検査の体制

(記載上の注意)

- 1 . 「内部管理に関する業務」とは、法令遵守の管理 (商品取引受託業務が法令又は協会の自主規制規則 (協会の会員及びその役職員が行う受託業務等の適正化を図るために、理事会の決議を経て定める規則をいう。) 受託契約準則その他の規則 (以下「法令等」という。) に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。) に関する業務並びに内部監査及び内部検査に関する業務をいう。
- 2 . 「 1 . 内部管理に関する業務を行う組織の概要」には、全社における内部管理に関する業務に関わる課以上の組織又はそれに準ずる組織の名称、課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名及び業務の概要並びに当該課以上の組織に所属する者の数を記載すること。なお、これらの記載は課以上の組織の名称、課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名及び業務の概要並びに組織に所属する者の数を記した組織図等の添付に代えることができる。
- 3 . 「 2 . (1) 受託に係る適合性の審査体制」には、商品取引未経験者、不適格者 (未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び痴呆の症状の認められる者等をいう。) 及び十分な年収及び資産を有していない者等から委託の申出があった場合の受託の適否の審査基準及び社内の審査手続きについて記載すること。なお、これらの記載は社内規程及び業務フロー図等の書面の添付に代えることができる。
- 4 . 「 2 . (2) 顧客の管理体制」には、顧客カード等の管理方法について、並びに委託者の建玉数、投資可能資金額 (顧客が、商品先物取引の担保として預託する法第 2 1 7 条第 1 項に規定する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、商品先物取引を行ったことにより被る損失にかかわらず生活に支障のないものとして取引証拠金等として差入れ可能と判断した資金の総額をいう。) 及び取引証拠金等の入出金の把握方法について、並びに過大な売買を行っている顧客、損失額の多い顧客、習熟期間 (過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験がない者に対する勧誘に係る取引量を一定の取引量以下に制限する受託契約締結後の一定の期間をいう。) 中の顧客及び公金取扱者 (金融機関及び地方公共団体等において出納業務に携わる者をいう。) の取引状況等の把握方法及び管理方法等について、記載すること。なお、これらの記載は社内規程及び業務フロー図等の書面の添付に代えることができる。
- 5 . 「 2 . (3) 登録外務員への指導の方法」には、登録外務員が法令等を遵守し適正に業務を営むための内部管理組織による指導の方法等について記載すること。
- 6 . 「 2 . (4) 商品市場における取引につき不適当と認められる勧誘があった場合の措置」には、法令等に違反していることが判明した場合、顧客から苦情があった場合等における内部管理組織への報告、社内調査及び関係者の処罰等の措置について具体的な方法を記載すること。
- 7 . 「 2 . (5) 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法」には、顧客からの苦情及び相談があった場合の申出書面等の管理方法及び具体的な対応方法を記載すること。
- 8 . 各項目の記載に際し、担当部署及び関係部署並びに担当の内部管理に関する業務の責任者の役職名をそれぞれ明記すること。

No.

事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書(年 月分)

商 号
所 在 地
代表者の役職名・氏名

印

1. 事故等の発生状況及びその処理状況

番号	区分	申出先	申出の 時期	申出人の 氏名	居住地	営業所の 名称	担当する外 務員の氏名	申出の内容					処理の内容			備考
								商品市場の 名称	取引等の 委託の期間	事由	申出金額	事故等対象 売買損益額 (うち手数料)	解決年月日	合意した 金額	概要	
											円	円		円		

(記載上の注意)

1. 「商品取引事故等(以下「事故等」という)の区分」欄には、次の ~ を参考に、「苦情」、「紛争」、「苦情→事故」、「紛争→事故」、「事故」のように記載すること。
なお、事故等の区分については、以下のとおりとする。
「苦情」とは、委託者等(委託者の親族及び委託者の代理人を含む。)から商品取引員に対して異議、不平、不満等が表明され、又は協会等にその解決の申出があったことをいう(ただし、商品取引事故に該当するものを除く。)
「紛争」とは、委託者等の異議、不平、不満等に起因する商品取引員と顧客との間の主張の相違や対立が具体化し、委託者等から商品取引所に紛争仲介の申出があり、協会にあっせん若しくは調停の申出があり、又は裁判所に委託者等又は商品取引員から提訴があったものをいう(ただし、商品取引事故に該当するものを除く。)
「商品取引事故」とは、第112条に規定するものをいう。
2. 「事由」欄には、無断売買、仕切拒否等の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。
3. 「処理の内容」欄中の「概要」欄には、以下の区分により内容をできるだけ具体的に記載すること。また、「解決年月日」欄及び「合意した金額」欄には、できるだけ詳細に記載すること。
「値合金処理」とは、商品取引員の行う商品取引受託業務に関して、明確な事務上の誤りに起因して不都合が生じ、商品取引員がその誤りに伴う差金の委託者への支払い等によって問題の解決をすること。
「損失補填」とは、商品市場における取引につき、商品取引員が顧客に対し、当該取引について生じた顧客の損失の全部又は一部を補填すること。
「利益提供」とは、商品市場における取引につき、商品取引員が顧客に対し、金銭等を提供すること。
「貸倒損失」とは、商品取引員が顧客について破産、行方不明等の事実が発生したため、商品市場における取引の受託に係る未収金の回収の見込みがなくなった場合において貸倒処理したもの。
「仲介解決」とは、商品取引所の紛争処理規程に基づく仲介による解決。
「あっせん解決」とは、協会のあっせん・調停委員会によるあっせんによる解決。
「調停解決」とは、協会のあっせん・調停委員会による調停による解決。
「裁判解決」とは、裁判による事故等の解決。
「自主解決」とは、仲介解決及び裁判解決以外による商品取引員と委託者等との間での解決。(損失補填及び利益提供を除く。)
4. 対象期間は、前回許可更新日から今回許可申請日までとする。ただし、第117条第1項第3号の報告書の場合は、提出を行った月において継続中の事故等を記載すること。
5. 商品取引責任準備金を取り崩した場合は、その旨を「概要」欄に記載すること。
6. 委託者の申出順に記載し、各年度ごとにその年度の申出件数を記載すること。

2. 商品取引受託業務等に関して処分等を受けた職員

氏名	生年月日	住所	所属する 営業所の名称	所属する部署 及び役職名	外務員の登録 の有無	処分等を受けた 年月日	処分等の内容

(記載上の注意)

1. 「商品取引受託業務等に関して処分等を受けた職員」とは、商品取引受託業務及び第87条に規定する特定業務に関して禁固以上の刑若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令による罰金の刑に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのあるものをいう。
2. 「外務員の登録の有無」欄には、現在外務員である場合は、当該登録を受けた年月日を記載し、(現職)と記載すること。
また、過去に外務員の登録があった場合は、当該登録の期間及びその所属していた商品取引員名を記載すること。
3. 「処分等の内容」欄には、当該処分の根拠となった法令及び課された行政処分を記載すること。
4. 報告の対象となる者は、報告の対象となる月に1.の処分等を受けた者及び報告の対象となる月に新たに職員となった者のうち過去5年以内に1.の処分等を受けた者とする。

様式第十一号（第 8 3 条第 1 項関係）

年 月 日

殿

届出者

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名



兼業業務の概要に関する届出書

商品取引員として、兼業業務を下記のとおり営むこととしましたので、商品取引所法第 1 9 6 条第 1 項及び商品取引所法施行規則第 8 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1．兼業業務の内容

(1) 兼業業務の内容

(2) 兼業業務に係る部署の組織、名称及び代表責任者名

(3) 兼業業務を営む理由

(4) 今後の業務計画

2. 兼業業務の開始（予定）年月日

年 月 日

（記載上の注意）

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

年 月 日

殿

届出者

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名



支配関係法人の概要に関する届出書

商品取引員として、他の法人に対する支配関係を下記のとおり持つに至りましたので、商品取引所法第 1 9 6 条第 2 項及び商品取引所法施行規則第 8 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1．支配関係法人の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2．支配関係法人の役員の氏名及びその役職名

取締役又は 監査役の別	役職名	常勤又は非 常勤の別	氏 名	就任年月日 (就任期間)	当社との関係	備 考
役員現員		名	当社関係者	名	比 率	%

3．支配関係法人の業務の概要

(1) 業務の概要

(2) 商品取引所の会員等である場合には、当該商品取引所の名称

4．支配関係法人との関係

支配関係法人の総株主等の議決権の数のうち、商品取引員が保有する株式又は持分に係る議決権の数及び割合

議決権の数	保有する数	割合

5．支配関係を持つに至った理由

6．支配関係を持つに至った年月日

年 月 日

(記載上の注意)

- 1．印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
- 2．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

年 月 日

殿

届出者

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名 

特定業務の概要に関する届出書

商品取引員として、特定業務を下記のとおり営むこととしましたので、商品取引所法第 1 9 6 条第 3 項及び商品取引所法施行規則第 8 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1．特定業務を行う者の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2．特定業務の内容

(1) 特定業務の概要

(2) 特定業務の収支の見込み

区 分 科 目		当事業年度		翌事業年度	
		金 額	算出根拠	金 額	算出根拠
特定業務に係る受取手数料 (千円)					
営 業 費 用 科 目 別 内 訳	役員報酬 (千円)				
	歩合契約による外 務員を除く職員の 給料手当 (千円)				
	歩合契約による外務 員の給料手当 (千円)				
	旅費交通費 (千円)				
	通信費 (千円)				
	自動車費 (千円)				
	地代家賃 (千円)				
	その他 (千円)				
計 (千円)					
特定業務収支率 (%)					

3 . 顧客から注文を取り次ぐ相手先（複数ある場合はすべての者）の概要

4．特定業務に関し委託者から預託を受けた金銭又は有価証券の管理の方法

5．特定業務の開始（予定）年月日

年 月 日

（記載上の注意）

- 1．印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
- 2．「2．(1)特定業務の概要」には、第87条第1号に掲げる業務については当該業務を行う商品市場に相当する外国の市場の概要を、同条第2号に掲げる業務については当該業務に係る外国為替取引の仕組み、財産保全等の概要を記載すること。
- 3．「2．(2)特定業務の収支の見込み」には、特定業務とその他の業務を経理上区分していない場合は、業務の割合等を勘案した数値を記載し、「算出根拠」欄には、その旨の説明を簡潔に記載すること。
- 4．「2．(2)特定業務の収支の見込み」の「役員報酬」欄には役員数及び1人当たり平均報酬額を、「歩合契約による外務員を除く職員の給料手当」欄には職員数及び1人当たり平均給料額を、「歩合契約による外務員の給料手当」欄には歩合契約による外務員の数及び1人当たり平均報酬額を記載すること。
- 5．「特定業務収支率」は、特定業務に係る受取委託手数料／営業費用×100で算出すること。
- 6．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第十四号（第91条関係）

（１）本店の標識

営 業 標 識	商号
	本店の位置
	取引等の受託を行う商品市場
	取引等の受託に係る取引の別

（２）営業所の標識

営 業 標 識	当該営業所の名称
	当該営業所の位置
	取引等の受託を行う商品市場
	取引等の受託に係る取引の別

（記載上の注意）

- 1．「取引等の受託に係る取引の別」には、「○○取引所○○市場における取引の受託」又は「○○取引所○○市場における取引の取次ぎ」と記載すること。
- 2．「当該営業所の名称」には、「○○株式会社○○支店、○○出張所」の例により記載すること。

純資産額規制比率に関する届出書

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名

印

（単位：千円、％）

資産計（A）	
負債計（B）	
純資産額 (C) = (A) - (B)	
市場リスク相当額（D）	
取引先リスク相当額（E）	
リスク相当額 (F) = (D) + (E)	
純資産額規制比率 (G) = (C) / (F) × 100	

（負債の合計額から控除するものの内訳）

長期劣後債務（H）	
短期劣後債務（I）	

（記載上の注意）

- 1．印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
- 2．「負債計」欄には、商品取引責任準備金、長期劣後債務及び短期劣後債務を控除した額を記載すること。
- 3．市場リスク相当額とは商品市場における自己の計算による取引であって決済を結了していないものについての価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額を、取引先リスク相当額とは商品市場における取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額をいう。
- 4．純資産額規制比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
- 5．月次の純資産額規制比率の算出に用いる純資産額は、様式第一号の純資産額に関する調書を作成する月にあっては様式第一号の純資産額に関する調書の純資産額を用い、様式第一号の純資産額に関する調書を作成しない月にあっては様式第十七号の月計残高試算表の純資産額を用いること。

長期劣後債務及び短期劣後債務の計算表

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名

印

(単位：千円)

項目	長期劣後債務 (H)
長期借入金	
社債	
小計 ()	
累積的減価額 ()	
差引 () = () - ()	
基本的項目の額 × 50 % ()	
() を超える額 () = () - ()	
負債の合計額から控除した 長期劣後債務 () = () - ()	

(単位：千円)

項目	短期劣後債務 (I)
短期借入金	
1 年内返済長期借入金	
1 年内償還社債	
長期借入金	
社債	
小計 ()	
累積的減価額 ()	
() を超える額 () = () - ()	
負債の合計額から控除した 短期劣後債務 () = () + () + ()	

(記載上の注意)

1. 「累積的減価額」は、第38条第1項第20号の規定により累積的に減価した額をいう。
2. 「基本的項目の額」は、第38条第1項第19号の基本的項目の額をいう。
3. () が () を超える場合にあっては、() は零とする。

分 離 保 管 等 に 関 す る 調 書

商号
所在地
代表者の役職名・氏名

印

1 委託者資産保全措置の状況

（単位：円）

項目	帳簿価額	時価	充用価格
1. 委託者に係る負債 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)			
(1) 預り証拠金（取引証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(2) 預り証拠金（委託証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(3) 預り証拠金（取次証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(4) 預り証拠金（清算取次証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(5) オプション料預り金			
(6) その他商品取引受託業務に係る預り金			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(7) 委託者差金（益）			
(8) 委託者未払金			
(9) 受渡しに係る負債			
現金			
倉荷証券			
(10) 商品取引所又は商品取引清算機関への未払委託者差金			
2. 委託者に係る資産（4. の証拠金の額を除く。） (11)-(12)+(13)-(14)+(15)+(16)			
(11) 委託者差金（損）			
(12) うち無担保（▲）			
(13) 委託者未収金			
(14) うち無担保（▲）			
(15) 委託者仮払金			
(16) 商品取引所又は商品取引清算機関からの未収委託者差金			
3. 委託者に係る負債（1. ）から委託者に係る資産（2. ）を控除した額			
4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額 (A)+(B)+(C)			
(A) 取引証拠金（直接預託） + - -			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
立替額（▲）			
委託者未収金（無担保を除く。）（▲）			
(B) 取引証拠金（差換預託） + + -			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
預託猶予額			
立替額（▲）			
(C) 委託証拠金 + -			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
立替額（▲）			
5. 保全対象財産（3. - 4. ）			
6. 委託者資産保全措置額 (17)+(18)+(19)+(20)			
(17) 信託契約額			
(18) 委託者保護基金への預託額			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(19) 保証委託契約額			
支払保証限度額			
(20) 代位弁済委託契約額			
代位弁済限度額			
7. 委託者資産保全措置率（6. / 5. ）			
8. 委託者資産保全措置過不足（▲）額（6. - 5. ）			

(単位：円)

3 信託契約相手先別明細

4 保証委託契約金融機関別明細

5 委託者資産保全措置額の残高推移表

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事情があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 有価証券の各欄には、調書の作成日現在の時価に基づく評価額及び充用価格に基づく評価額を記載する。
3. 「4.(B) 預託猶予額」には、法第103条第7項(法第179条第7項において準用する場合を含む。)の契約に係る金額を上限として、実際に預託の猶予を受けた取引証拠金の額を記載する。
4. 「5. 保全対象財産」がマイナスの場合は「7. 委託者資産保全措置率」欄及び「8. 委託者資産保全措置過不足(▲)額」の記載は要しない。
5. 「6. 委託者資産保全措置率(17)信託契約額」については、残高証明書を添付すること。
6. 「7. 委託者資産保全措置率(6./5.)」はパーセントで表示することとし、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

月 計 残 高 試 算 表

商 号

所在地

代表者の役職名・氏名

印

年 月 日 （単位：円）

科 目	帳簿価額	評価額	評価差額
1. 流動資産			
(1) 現金			
(2) 預金			
商品取引責任準備金に係る預金	()	()	()
その他の預金	()	()	()
(3) 金銭の信託（委託者資産保全措置）			
(4) 預託金			
商品取引責任準備預託金	()	()	()
委託者保護基金への預託	()	()	()
その他の預託金	()	()	()
(5) 受取手形			
(6) 委託者未収金			
(7) 売掛金			
(8) 有価証券			
有価証券（手許）	()	()	()
"（信託金）	()	()	()
"（清算預託金）	()	()	()
"（取引証拠金・自己）	()	()	()
"（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
"（委託証拠金）	()	()	()
"（委託者保護基金への預託）	()	()	()
"（貸付有価証券）	()	()	()
"（その他の差入れ）	()	()	()
(9) 商品			
商品（手許）	()	()	()
"（取引証拠金・自己）	()	()	()
"（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
"（委託証拠金）	()	()	()
"（委託者保護基金への預託）	()	()	()
"（その他の差入れ）	()	()	()
(10) 前渡金			
(11) 前払費用			
前払年金費用	()	()	()
その他の前払費用	()	()	()
(12) 保管有価証券			
保管有価証券（手許）	()	()	()
"（取引証拠金・自己）	()	()	()
"（取引証拠金・直接預託）	()	()	()
"（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
"（取引証拠金・商品清算取引）	()	()	()
"（委託証拠金）	()	()	()
"（委託者保護基金への預託）	()	()	()
"（その他の差入れ）	()	()	()
(13) 金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）			
(14) 差入保証金			
差入保証金（取引証拠金・自己）	()	()	()
"（取引証拠金・直接預託）	()	()	()
"（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
"（取引証拠金・商品清算取引）	()	()	()
"（委託証拠金）	()	()	()
"（その他の差入れ）	()	()	()
(15) 自己先物取引差金			
(16) 委託者先物取引差金			
(17) 繰延税金資産			
(18) 短期貸付金			
(19) 未収入金			
未収先物取引差金（自己）	()	()	()

〃	(受託)	()	()	()
未収消費税等		()	()	()
その他未収入金		()	()	()
(20)立替金				
(21)仮払金				
委託者仮払金		()	()	()
その他仮払金		()	()	()
(22)未収収益				
(23)商品先物オプション資産				
(24)その他の流動資産				
(25)貸倒引当金()				
(26)仮払消費税等				
2. 固定資産				
有形固定資産				
(27)建物				
(28)構築物				
(29)車両				
(30)器具及び備品				
(31)土地				
(32)建設仮勘定				
(33)その他の有形固定資産				
無形固定資産				
(34)営業権				
(35)借地権				
(36)電話加入権				
(37)ソフトウェア				
ソフトウェア(自社開発)		()	()	()
〃 (外部購入)		()	()	()
〃 (仮払金)		()	()	()
(38)その他の無形固定資産				
投資その他の資産				
(39)投資有価証券				
投資有価証券(手許)		()	()	()
〃 (信託金)		()	()	()
〃 (清算預託金)		()	()	()
〃 (取引証拠金・自己)		()	()	()
〃 (取引証拠金・差換預託)		()	()	()
〃 (委託証拠金)		()	()	()
〃 (委託者保護基金への預託)		()	()	()
〃 (貸付有価証券)		()	()	()
〃 (その他の差入れ)		()	()	()
(40)子会社株式				
(41)関連会社株式				
(42)長期保管有価証券				
長期保管有価証券(手許)		()	()	()
〃 (信託金)		()	()	()
〃 (清算預託金)		()	()	()
〃 (取引証拠金・自己)		()	()	()
〃 (取引証拠金・差換預託)		()	()	()
〃 (委託証拠金)		()	()	()
〃 (委託者保護基金への預託)		()	()	()
〃 (貸付有価証券)		()	()	()
〃 (その他の差入れ)		()	()	()
(43)出資金				
取引所出資金		()	()	()
取引所加入金		()	()	()
その他の出資金及び加入金		()	()	()
商品ファンド		()	()	()
(44)金銭の信託(委託者資産保全措置以外のもの)				
(45)長期未収債権				

受取手形	()	()	()
委託者未収金	()	()	()
売掛金	()	()	()
長期貸付金	()	()	()
その他 ()	()	()	()
(46)長期差入保証金			
長期差入保証金 (信託金)	()	()	()
〃 (清算預託金)	()	()	()
〃 (その他差入れ)	()	()	()
(47)長期貸付金			
(48)長期前払費用			
(49)繰延税金資産			
(50)その他			
保険積立金	()	()	()
ゴルフ会員権	()	()	()
その他 ()	()	()	()
(51)貸倒引当金 ()			
3.繰延資産			
(52)繰延資産			
(A)資産計			
4.流動負債			
(1)支払手形			
(2)委託者未払金			
(3)買掛金			
(4)短期借入金			
(5)1年内返済長期借入金			
(6)1年内償還社債			
(7)短期借入有価証券			
(8)未払法人税等			
(9)繰延税金負債			
(10)預り証拠金 (現金)			
預り証拠金 (現金) (取引証拠金)	()	()	()
〃 (委託証拠金)	()	()	()
〃 (取引証拠金・商品清算取引)	()	()	()
〃 (取次証拠金)	()	()	()
〃 (清算取次証拠金)	()	()	()
(11)預り証拠金 (有価証券)			
預り証拠金 (有価証券) (取引証拠金)	()	()	()
〃 (委託証拠金)	()	()	()
〃 (取引証拠金・商品清算取引)	()	()	()
〃 (取次証拠金)	()	()	()
〃 (清算取次証拠金)	()	()	()
(12)商品取引受託業務に係る預り金 (現金)			
オプション料預り金	()	()	()
商品取引受託業務に係る預り金 (現金)	()	()	()
(13)商品取引受託業務に係る預り金 (有価証券)			
(14)自己先物取引差金			
(15)委託者先物取引差金			
(16)商品先物オプション負債			
(17)未払金			
未払先物取引差金 (自己)	()	()	()
〃 (受託)	()	()	()
未払消費税等	()	()	()
未払事業所税	()	()	()
その他の未払金	()	()	()
(18)未払費用			
(19)前受金			
(20)預り金			
(21)前受収益			

(22)受渡に係る預り金			
(23)受渡に係る預り倉荷証券			
(24)賞与引当金			
(25)その他の流動負債			
新株予約権	()	()	()
手形保証債務	()	()	()
その他の流動負債	()	()	()
(26)仮受消費税等			
5．固定負債			
(27)社債			
(28)長期借入金			
(29)長期借入有価証券			
(30)繰延税金負債			
(31)退職給付引当金			
(32)その他の固定負債			
6．引当金			
(33)商品取引責任準備金			
(34)債務保証損失引当金			
(35)その他の引当金			
7．その他			
(36)保証債務又は保証予約			
(B) 負債計			
(C) 純資産額 ((A) - (B))			
資本金			
新株式払込金又は新株式申込証拠金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金	()	()	()
資本金及び資本準備金減少差益	()	()	()
自己株式処分差益	()	()	()
利益剰余金			
利益準備金	()	()	()
任意積立金	()	()	()
当期末処分利益又は当期末処理損失	()	()	()
土地再評価差額金			
株式等評価差額金			
自己株式払込金又は自己株式申込証拠金			
自己株式			
(D) 資本計			

担保に供された資産	自己の債務の担保	第三者に供された担保	第三者の被担保債務
預金			
有価証券・投資有価証券			
商品			
有形固定資産			
その他 ()			

委託者未収金及び委託者先物取引差金の無担保部分についての注記	帳簿価額	評価額
無担保委託者未収金 (流動資産に属するもの)		
無担保委託者未収金 (固定資産に属するもの)		
無担保委託者先物取引差金 (借方)		
無担保委託者未収金 (流動資産に属するもの) に対する貸倒引当金設定額		
無担保委託者未収金 (固定資産に属するもの) に対する貸倒引当金設定額		
保証債務等	契約金額	契約金額 × 25%
保証債務又は保証予約		

科 目	当月発生額	累計発生額	修正後累計発生額	修正金額
8．営業収益				
受取手数料				
商品先物取引に係る受取委託手数料	()	()	()	()
商品ファンド販売手数料等	()	()	()	()
その他の受取手数料	()	()	()	()
売買損益				
商品先物決済損益	()	()	()	()
商品先物評価損益	()	()	()	()
商品売買損益	()	()	()	()
その他の売買損益	()	()	()	()
9．その他の営業収益				
売上高				
売上原価				
売上損益				
10．営業外収益				
受取利息及び割引料				
その他				
受取配当金	()	()	()	()
地代家賃	()	()	()	()
有価証券売却益	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
11．特別利益				
貸倒引当金戻入益				
商品取引責任準備金戻入				
その他				
固定資産売却益	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
(E) 収益計				
12．営業費用				
取引所等関係費				
取引所会費	()	()	()	()
その他取引所等関係費	()	()	()	()
役員報酬				
従業員給料				
内勤社員給料	()	()	()	()
営業社員給料	()	()	()	()
外務員報酬				
その他の報酬給料				
退職金				
退職給付費用				
福利厚生費				
調査費				
研究開発費				
事務用品費				
旅費交通費				
通信費				
交際費				
会議費				
広告宣伝費				
車両費				

器具備品費				
水道光熱費				
地代家賃				
修繕費				
保険料				
教育費				
電算機費				
租税公課				
減価償却費				
有形固定資産減価償却費	()	()	()	()
無形固定資産減価償却費	()	()	()	()
貸倒損失				
賞与引当金繰入				
貸倒引当金繰入				
その他				
1 3 . 営業外費用				
支払利息及び割引料				
社債利息				
その他				
有価証券売却損	()	()	()	()
貸倒引当金繰入	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
1 4 . 特別損失				
商品取引責任準備金繰入				
その他				
固定資産売却損	()	()	()	()
減損損失				
その他	()	()	()	()
(F) 費用計				
税引前当期利益又は税引前当期損失				
法人税、住民税及び事業税				
法人税等調整額				
当期利益又は当期損失				
前期繰越利益又は前期繰越損失				
過年度税効果調整額				
当期末処分利益又は当期末処理損失				

< 損益科目の内訳 >

科目	内訳科目	当月発生額	累計発生額
営業費用「その他」の内訳	商品取引事故損失		
	値合金		
	その他		
	合計		

(記載上の注意)

- 1 . 印影は、印鑑の証明書の交付を受けたものによる押印に限る。ただし、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
- 2 . 帳簿価額は、月計残高試算表の作成日現在の会計帳簿の数値を記載すること。
- 3 . 評価額は、帳簿価額に純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整を行った後の数値を記載すること。
- 4 . 「当月発生額」欄には、各科目の当月単月の発生残高を記載すること。
- 5 . 「累計発生額」欄には、当期首から調書の作成日までのそれぞれの月の発生額の累計を記載すること。
- 6 . 「修正後累計発生額」欄には、純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整を行った後の数値を記載すること。
- 7 . 「修正金額」欄には、純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整金額を記載すること。

定期業務報告書

(年 月)

商 号
所 在 地
代表者の役職名・氏名

印

1 . 総括

(1) 役職員

区分	総数	常勤役員	営業部門に 属さない職員	営業部門に属さない職員のうち内 部管理に関する業務を行う組織に 所属する者	営業部門に属する職員 (含む外務員の要員)	非常勤役員
役職員数						
うち登録外務員数						

(2) 登録外務員及び委託者の状況

登録外務員の数				委託者の数 < 月末現在 >	報告の対象となる月に新た に委託者となった者の数	報告の対象となる月に委託 等の契約を解除した者の数	従たる営業所数
前月末	新規	取消	当月末				

(3) 取引証拠金等預り残高状況

現金	有価証券	計

(記載上の注意)

「 (2) 登録外務員及び委託者の状況 」の「 委託者の数 < 月末現在 > 」欄には、別に () として建玉が行われている委託者の数も記載すること。

2. 上場商品の種類月末建玉状況一覧

[illegible]

3. 上場商品の種類別取引高一覧

[illegible]

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 2 3 1 条第 4 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写 真 押出 スタンプ
8 センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第二百三十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。 2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商	品取引員を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。 4 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。 第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 2 6 3 条第 2 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写真 押出 スタンプ
8センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第二百六十三条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。 2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第二十一号（第 1 5 5 条関係）

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 3 2 1 条第 2 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写真 押出 スタンプ
8 センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第三百二十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その委託者保護業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。 2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第二十二号（第 1 6 2 条関係）

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 3 3 8 条第 2 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写真 押出 スタンプ

8 センチメートル

裏	
商品取引所法（抄） 第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。 2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 3 4 5 条において準用する同法第 3 3 8 条第 2 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写 真 押出 スタンプ
8 センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。 2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、第二種特定施設開設者について準用する。（略）	第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第二十四号（第 1 7 3 条関係）

表	
1 2 センチメートル	
第 号 商品取引所法第 3 4 9 条第 1 1 項の 規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 農林水産大臣又は 経済産業大臣 印	写 真 押出 スタンプ
8 センチメートル	

裏	
商品取引所法（抄） 第三百四十九条 1 0 主務大臣は、この法律の施行のため必要 があると認めるときは、店頭商品先物取引業 者に対し、その店頭商品先物取引等業務（第 六項に規定する店頭商品先物取引等に関す る業務をいう。以下この条において同じ。） に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は その職員に、店頭商品先物取引業者の営業所 に立ち入り、店頭商品先物取引等業務の状況 若しくは店頭商品先物取引等業務に関する 帳簿、書類その他の物件を検査させることが できる。 1 1 第百五十七条第三項及び第四項の規定 は、前項の規定による立入検査について	準用する。 第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当 する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第 百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若 しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三 百二十一条第一項、第三百三十八条第一項 （第三百四十五条において準用する場合を 含む。）又は第三百四十九条第十項の規定に よる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者